



# 給与所得の計算方法

注) 複数の会社から給与がある場合は、すべての給与収入を合計した金額が給与収入金額になります。  
(令和3年度制度改正)

給与収入金額の合計額(A)	給与所得金額	給与収入金額の合計額(A)	給与所得金額	
550,999 円まで	0 円	1,628,000 円～ 1,799,999 円	A÷4=	(B×2.4+100,000円) 円
551,000 円～ 1,618,999 円	(A-550,000円) 円	1,800,000 円～ 3,599,999 円	B・・・ 円	(B×2.8-80,000円) 円
1,619,000 円～ 1,619,999 円	1,069,999 円	3,600,000 円～ 6,599,999 円	※千円未満端数切捨て	(B×3.2-440,000円) 円
1,620,000 円～ 1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円～ 8,499,999 円	(A×0.9-1,100,000円) 円	
1,622,000 円～ 1,623,999 円	1,072,000 円	8,500,000円 以上	(A-1,950,000円) 円	
1,624,000 円～ 1,627,999 円	1,074,000 円			

次の①または②に該当する場合は、「所得金額調整控除」を給与所得の金額から差し引きます。詳しくは4ページをご覧ください。

**注意**

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障がい者に該当する
- ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

②給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

## 給与所得の計算例

(例) 給与収入金額の合計額(A)が 1,994,200 円の場合

(1) 給与収入金額の合計額(A)を4で割る。

$$\cdots 1,994,200 \div 4 = 498,550 \text{ 円}$$

(2) 千円未満を切り捨てる。

$$\cdots 498,000 \text{ 円(B)}$$

(3) 上記の表に当てはめる。

$$\cdots 498,000 \text{ 円(B)} \times 2.8 - 80,000 \text{ 円} = \underline{\underline{1,314,400 \text{ 円}}}$$
 (給与所得金額)

# 公的年金等に係る雑所得の計算方法

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(令和3年度制度改正)

## 1月1日現在で65歳「未満」の方

公的年金の 収入金額の 合計(C)	公的年金等の雑所得「以外」の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円以下を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を 超える場合
1,300,000円 まで	(C-600,000円) 円	(C-500,000円) 円	(C-400,000円) 円
1,300,000円～ 4,099,999円	(C×0.75-275,000円) 円	(C×0.75-175,000円) 円	(C×0.75-75,000円) 円
4,100,000円～ 7,699,999円	(C×0.85-685,000円) 円	(C×0.85-585,000円) 円	(C×0.85-485,000円) 円
7,700,000円～ 9,999,999円	(C×0.95-1,455,000円) 円	(C×0.95-1,355,000円) 円	(C×0.95-1,255,000円) 円
10,000,000円 以上	(C-1,955,000円) 円	(C-1,855,000円) 円	(C-1,755,000円) 円

## 1月1日現在で65歳「以上」の方

公的年金の 収入金額の合計 (C)	公的年金等の雑所得「以外」の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円以下を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を 超える場合
3,300,000円 まで	(C-1,100,000円) 円	(C-1,000,000円) 円	(C-900,000円) 円
3,300,000円～ 4,099,999円	(C×0.75-275,000円) 円	(C×0.75-175,000円) 円	(C×0.75-75,000円) 円
4,100,000円～ 7,699,999円	(C×0.85-685,000円) 円	(C×0.85-585,000円) 円	(C×0.85-485,000円) 円
7,700,000円～ 9,999,999円	(C×0.95-1,455,000円) 円	(C×0.95-1,355,000円) 円	(C×0.95-1,255,000円) 円
10,000,000円 以上	(C-1,955,000円) 円	(C-1,855,000円) 円	(C-1,755,000円) 円

## 公的年金等に係る雑所得の計算例

(例) 1月1日現在で65歳未満の方で、公的年金等の雑所得「以外」の所得に係る合計所得金額が0円、公的年金の収入金額の合計(C)が 3,452,531 円の場合

(1) 公的年金の収入金額の合計(C)に0.75をかけ、そこから275,000円を引く。

… $3,452,531(C) \times 0.75 - 275,000 = \underline{2,314,398}$ 円(1円未満の端数切捨て)

## 所得金額調整控除

①対象	給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障がい者に該当する ・年齢23歳未満の扶養親族を有する ・特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
①控除額	給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10パーセントに相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。  【計算式】 (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
②対象	給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
②控除額	給与所得(10万円を限度)および公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。  【計算式】 (給与所得(10万円を超える場合には10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合には10万円)) - 10万円

## 所得控除（所得から差し引かれる金額）

### 社会保険料控除

対 象	前年中に申告者本人や生計を一にする配偶者・親族のために支払った社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、厚生年金など）
控除額	支払った社会保険料の金額

### 小規模企業共済等掛金控除

対 象	前年中に支払った次の掛金。 ・小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く。） ・確定拠出年金法に基づく企業型または個人型年金加入者掛金 ・心身障がい者扶養共済の掛金  ※申告者本人の分のみが対象となります。 <u>配偶者や親族の分を合算して申告することはできませんのでご注意ください。</u>
控除額	支払った小規模企業共済等掛金の金額

### 生命保険料控除

対 象	前年中に申告者本人や生計を一にする配偶者・親族のために支払った生命保険料（配当金や割戻金がある場合は差し引いた金額）
控除額	次頁（6ページ）をご参照ください。

## 【生命保険料控除額の計算表】

一般の生命保険料控除		個人年金保険料控除		介護医療保険料控除
旧契約	新契約	旧契約	新契約	新契約のみ
支払額(計) 円	支払額(計) 円	支払額(計) 円	支払額(計) 円	支払額(計) 円
↓ 下の表1を 使って計算	↓ 下の表2を 使って計算	↓ 下の表1を 使って計算	↓ 下の表2を 使って計算	↓ 下の表2を 使って計算
<b>A</b> 控除額 円 (上限 35,000 円)	<b>B</b> 控除額 円 (上限 28,000 円)	<b>D</b> 控除額 円 (上限 35,000 円)	<b>E</b> 控除額 円 (上限 28,000 円)	
↓ 合計		↓ 合計		
<b>C</b> (A+B) 円 (上限 28,000 円)		<b>F</b> (D+E) 円 (上限 28,000 円)		
①	一般生命保険料控除額 (AとCのいずれか大きい金額) 円	②	個人年金保険料控除額 (DとFのいずれか大きい金額) 円	③ 円 (上限 28,000 円)
生命保険料控除 (合計額) (①+②+③)			円 (上限 70,000 円)	

### 計算式

表1

(旧契約) 平成23年12月31日以前に締結した契約分	
年間の支払額	控除額
15,000 円まで	支払額
15,001 円~40,000 円	支払額×0.5+7,500 円
40,001 円~70,000 円	支払額×0.25+17,500 円
70,001 円以上	35,000 円

表2

(新契約) 平成24年1月1日以降に締結した契約分	
年間の支払額	控除額
12,000 円まで	支払額
12,001 円~32,000 円	支払額×0.5+6,000 円
32,001 円~56,000 円	支払額×0.25+14,000 円
56,001 円以上	28,000 円

## 地震保険料控除

対 象	前年中に支払った地震保険料、旧長期損害保険料
-----	------------------------

### 【地震保険料控除額の計算表】

地震保険料支払額計	円	A	旧 長 期 損 害 保 険 料	Bの金額	控除額	D
旧長期損害保険料支払額計	円	B		5,000 円まで	(Bの金額) 円	
地震保険料	Aの金額	控除額		5,001～15,000 円	( $B \times 0.5 + 2,500$ 円) 円	
	50,000 円まで	( $A \times 0.5$ ) 円	15,000 円以上	10,000 円		
50,001 円以上	25,000 円	控除額 C + D (上限 25,000 円)		円		

## 寡婦控除、ひとり親控除

(令和3年度制度改正)

寡 婦 控 除	対 象	申告者本人が前年の12月31日現在、次のいずれかの条件に該当する場合。  (1)夫と離婚した後婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である。  (2)夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下である。
	控除額	26万円

ひ と り 親 控 除	対 象	前年の12月31日現在、次の2つの条件に該当する人。  (1)婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（昨年中の合計所得金額が48万円以下の者で、事業専従者や他の所得者の扶養親族等とされている者を除く。）を有し、申告者本人が単身者である場合。  (2)申告者本人の合計所得金額が500万円以下である場合。
	控除額	30万円

## 注意

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外となります。

※男女別、事由別の控除額については、次頁の表をご覧ください。

## 寡婦控除、ひとり親控除（つづき）

### 【申告者本人が「女性」の場合】

配偶者関係		死 別		離 別		未 婚	
本人合計所得		500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
扶養親族	有	子	30万円		30万円	30万円	
		子以外	26万円		26万円		
	無	26万円					

### 【申告者本人が「男性」の場合】

配偶者関係		死 別		離 別		未 婚	
本人合計所得		500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
扶養親族	有	子	30万円		30万円	30万円	
		子以外					
	無						

## 勤労学生控除

対 象	前年の12月31日現在、学生または生徒で、昨年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合
控除額	26万円

## 障害者控除

前年の12月31日現在、申告者本人や同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である場合に控除を受けることができます。

障害者控除	対 象	障がいをお持ちの方のうち、 ・身体障害者手帳3～6級の方      ・精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 ・療育手帳B判定の方 など
	控除額	26万円

特別障害者控除	対 象	障がいをお持ちの方のうち、 ・身体障害者手帳1・2級の方      ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・療育手帳A判定の方 など
	控除額	30万円（同居の同一生計配偶者または扶養親族の場合は53万円）



## 配偶者控除

納税者本人（申告者本人）の昨年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く。）の合計所得金額が48万円以下である場合に控除を受けることができます。

また、前年の12月31日時点での配偶者の年齢によって控除額が異なりますのでご注意ください。

### 【配偶者控除額】

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の年齢	前年の12月31日時点で70歳未満 (一般控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円
	前年の12月31日時点で70歳以上 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円

## 配偶者特別控除

納税者本人の昨年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く。）の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に控除を受けることができます。

### 【配偶者特別控除額】

納税者本人の所得金額 配偶者の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除	480,001円 ~ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円
	1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円
	1,050,001円 ~ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001円 ~ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001円 ~ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001円 ~ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001円 ~ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001円 ~ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円

## 扶養控除

申告者本人と生計を一にする親族のうち、昨年中の合計所得金額が48万円以下の者（配偶者、事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く。）がいる場合は、控除を受けることができます。また、前年の12月31日現在の年齢で判断しますのでご注意ください。

区 分		年 齢 等	控 除 額
扶養親族	一 般	16～18歳、23～69歳	33万円
	特 定	19～22歳	45万円
	老 人	70歳以上	38万円
	同居老親等	70歳以上の（祖）父母等（※1） と同居している場合	45万円
		16歳未満	なし

（※1）申告者本人や配偶者の直系尊属に限ります。

## 基礎控除

納税者本人の昨年中の合計所得金額が2,500万円以下である場合に控除を受けることができます。

【基礎控除額】

（令和3年度制度改正）

納税者本人の所得金額	控 除 額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	なし

## 雑損控除

対 象	申告者本人や生計を一にする配偶者その他の親族で昨年中の総所得金額が48万円以下である方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの損害を受けた場合や、申告者本人が災害に関連してやむを得ない支出をした場合
控除額	次の①または②のうち、いずれか多い方の金額 ① 差引損失額－総所得金額等×10％ ② 差引損失額のうち災害関連支出額－5万円 ※ 差引損失額＝「損害金額」－保険金等補てん金額

## 医療費控除

申告者本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、昨年中に支払った医療費がある場合に控除を受けることができます。

なお、「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の併用はできませんのでご注意ください。

(通常の) 医療費 控除	対 象	申告者本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費
	控除額	(支払医療費－保険金などで補てんされる金額) － (総所得金額の5% または 10万円のいずれか少ない額)  ※控除の上限額：200万円

セルフメディ ケーション税制	対 象	申告者本人が次の①～⑥のいずれかの取り組みを行っていて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険者（健康保険組合等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】</li> <li>② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査</li> <li>③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】</li> <li>④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】</li> <li>⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導</li> <li>⑥ 市区町村が健康増進事業として実施するがん検診</li> </ul> 申告者本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品など）を昨年中に購入した場合 ※「一定の取組」に要した費用は控除の対象となりません。
	控除額	(1年間の特定一般用医薬品等購入費の合計額) － (保険金などで補てんされる金額) － 12,000円  ※控除の上限額：88,000円

## 町・道民税の申告について よく寄せられる質問

### ① 昨年収入がありませんでしたが、申告の必要はありますか？

昨年収入が無かった方でも、国民健康保険料や後期高齢者医療制度に加入されている方については、保険料算定の資料となりますので、申告をお願いしております。

また、「所得証明書」や「課税証明書」が必要となる方についても、申告が無い場合は発行できませんので、申告をお願いいたします。

ただし、芽室町に居住しているご家族に扶養されていて、その方の税法上の被扶養者として所得税及び復興特別所得税の確定申告、町・道民税の申告、または年末調整の際に申告されている場合は、申告する必要はありません。

### ② 芽室町外に単身赴任している配偶者に扶養されていますが、私自身には去年収入はありませんでした。その場合でも申告は必要ですか？

収入が無かった旨の申告をお願いしております。通常、配偶者の方が1月1日現在で芽室町に居住されている場合には、あなたが税法上の扶養に入っているかを確認できますが、単身赴任で芽室町外にお住まいの場合は芽室町には扶養している方の税情報が無く、あなたの収入をはじめ、配偶者の方に扶養されているなどの情報が把握できないため、申告をお願いしております。

### ③ 年間の年金収入が400万円以下で、かつ、その他所得も20万円以下の者です。税務署への確定申告提出は不要とのことですが、町・道民税の申告は必要ですか？

確定申告が必要ない方でも、町・道民税の算定において、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料、配偶者控除など）以外の各種控除（医療費控除や生命保険料控除など）がある場合は、町・道民税の申告をすることによって、町・道民税が減額となる場合があります。

また、各種控除がない場合でも、公的年金以外の所得がある場合は申告が必要です。

### ④ 私は税金が課税されていませんが、医療費控除の申告をすると、支払った医療費が戻ってくるのですか？

まず、医療費控除の制度として、支払った医療費が戻ってくる制度ではなく、「所得税や町・道民税が減額される」制度となっていますので支払った医療費自体が戻ってくることはありません。

このため、所得税や町・道民税が課税されない方(非課税の方)は、税金の還付や変更はありません。

### ⑤ 扶養している配偶者の公的年金から「介護保険料や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料」などが特別徴収（天引き）されている場合、私の社会保険料に加えて配偶者の介護保険料などについても私の社会保険料控除として適用を受けることができますか？

介護保険料などの社会保険料が配偶者の公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは配偶者の方となります。したがって、ご自身で支払った社会保険料ではないため、社会保険料控除として適用を受けることはできません。

#### 【お問い合わせ先】

〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場住民税務課住民税係  
電話 0155-62-9722（課直通）